

議案第79号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年12月6日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例中の条文整備及び所要の改正を行う必要があることから、本条例を制定するために提案する。

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年二宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(二宮町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 二宮町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成21年二宮町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年二宮町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用範囲については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条第2項を次のように改める。

2 休職者は、休職の期間中別に職員の給与に関する条例（昭和32年二宮町条例第28号）で定める場合のほか、いかなる給与も支給されない。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年二宮町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法（）」の次に「昭和25年法律第261号。」を加え、「基き」を「基づき」に、「手続き」を「手続」に改める。

第3条中「6月以下給料」の次に「及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年二宮町条例第 号）第17条各項の規定に基づき算定した報酬の額）」を加える。

(二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年二宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第20条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、常勤の職員との権衡及びその職務の性質等を考慮して、規則で定める。

（二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 二宮町職員の育児休業等に関する条例（平成4年二宮町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）

（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到

達日

- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日
- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達

するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当すること

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第11条の見出し中「第5項」を「第5号」に改め、同条第1号中「（平成7年二宮町条例第1号）」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第20条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第21条第1項中「の承認は、正規の勤務時間」を「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤

務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年二宮町条例第 号）第15条又は同条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

（特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正）

第7条 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

第6条第1項中「出張する」を「出張した」に、「旅費」を「その」に改め、同条第3項中「旅費の」を「費用弁償の」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

別表第1中「二宮町空家等対策協議会委員」を「空家等対策協議会委員」に、「

青少年指導員	〃	28,300円
学校給食センター事務嘱託員	月額	126,000円
図書館嘱託員	〃	126,000円
ふたみ記念館嘱託員	〃	126,000円
体育館嘱託員	〃	126,000円

」を「

青少年指導員	〃	28,300円
--------	---	---------

」に、「

保健センター嘱託医	〃	55,600円
運動場嘱託員	〃	126,000円
教育相談員	〃	126,000円
生涯学習指導員	〃	126,000円
文化財保護事務嘱託員	〃	126,000円
まちづくり推進員	〃	126,000円
温水プール嘱託員	〃	126,000円
滞納整理事務嘱託員	〃	126,000円
介護保険認定調査員	時間額	1,480円

」を「

保健センター嘱託医	月額	55,600円
-----------	----	---------

」に改め、同表地域学校協働活動推進員の項報酬額の欄中「〃」を「時間額」に改め、同表嘱託員の項を削る。

(二宮町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 二宮町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和37年二宮町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)附則第4項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定により準用される地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する」に、「現業」を「単純な労務」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年二宮町条例第 号)の規定によるものとする。

(二宮町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第9条 二宮町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年二宮町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額

第22条中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(二宮町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第9条の規定による改正後の二宮町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(議案第79号) 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条関係 (二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>第1条関係 (二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第2条関係（二宮町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>（4）・（5）（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>第2条関係（二宮町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>（4）・（5）（略）</p> <p>3（略）</p>

改正後	改正前
<p>第3条関係（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）</p> <p>（休職の効果）</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、<u>3年を超えない範囲内</u>において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用範囲については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 <u>休職者は、休職の期間中別に職員の給与に関する条例（昭和32年二宮町条例第28号）で定める場合のほか、いかなる給与も支給されない。</u></p>	<p>第3条関係（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）</p> <p>（休職の効果）</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、<u>3年をこえない範囲内</u>において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 <u>休職期間中の給与については、別に条例で定める。</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="109 201 853 229">第4条関係（職員の懲戒の<u>手続及び効果</u>に関する条例の一部改正）</p> <p data-bbox="152 280 349 309">（この条例の目的）</p> <p data-bbox="109 319 1106 424">第1条 この条例は、地方公務員法（<u>昭和25年法律第261号</u>。以下「法」という。）第29条第4項の規定に<u>基づき</u>、<u>職員の懲戒の手続及び効果</u>に関し規定することを目的とする。</p> <p data-bbox="152 475 300 504">（減給の効果）</p> <p data-bbox="109 513 1106 660">第3条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する<u>地域手当の合計額</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、<u>二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年二宮町条例第 号）第17条各項の規定に基づき算定した報酬の額</u>）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p data-bbox="1128 201 1872 229">第4条関係（職員の懲戒の<u>手続及び効果</u>に関する条例の一部改正）</p> <p data-bbox="1171 280 1368 309">（この条例の目的）</p> <p data-bbox="1128 319 2134 389">第1条 この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）第29条第4項の規定に<u>基</u><u>き</u>、<u>職員の懲戒の手続き及び効果</u>に関し規定することを目的とする。</p> <p data-bbox="1171 475 1319 504">（減給の効果）</p> <p data-bbox="1128 513 2002 542">第3条 減給は、1日以上6月以下給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="98 194 1117 231">第5条関係（二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）</p> <p data-bbox="98 271 1117 311"><u>（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）</u></p> <p data-bbox="98 312 1117 422">第20条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、常勤の職員との権衡及びその職務の性質等を考慮して、規則で定める。</u></p>	<p data-bbox="1120 194 2141 231">第5条関係（二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）</p> <p data-bbox="1120 271 2141 311"><u>（非常勤職員の勤務時間）</u></p> <p data-bbox="1120 312 2141 422">第20条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p>

改正後	改正前
<p>第6条関係（二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p>（ア） <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>（イ） <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>（ウ） <u>勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u></p> <p>（1） <u>次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日</u></p> <p>（2） <u>非常勤職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある</u></p>	<p>第6条関係（二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>

改正後	改正前
<p>者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p>	

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p><u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の5 (略)</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当すること</u></p> <p><u>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 職員の給与に関する条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の3 (略)</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 職員の給与に関する条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員に</p>

改正後	改正前
<p>計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) 4週ごとの期間につき8日以上を週休日(二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年二宮町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。))第3条第1項に規定する週休日をいう。次号において同じ。)とし、当該期間につき1週間あたりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>(部分休業の承認)</p>	<p>は、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(育児休業法第10条第1項第5項の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) 4週ごとの期間につき8日以上を週休日(二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年二宮町条例第1号)第3条第1項に規定する週休日をいう。次号において同じ。)とし、当該期間につき1週間あたりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p>

改正後	改正前
<p>第21条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</u></p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年二宮町条例第 号）第15条又は同条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。</u></p>	<p>第21条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第22条 （略）</p>

改正後		改正前																							
<p>第7条関係（特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正）</p> <p>（報酬の額及び支給方法）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する職員等に対し、その勤務の日数等に応じ別表第1に掲げる報酬を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（費用弁償の額及び支給方法）</p> <p>第6条 選挙管理委員会の委員、監査委員及び農業委員、教育委員会の委員並びにその他の委員等が職務のため町外に出張したときは、別表第2に定めるところによりその費用弁償を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 費用弁償の支給方法については、一般職の職員に対する旅費支給の例による。</p>		<p>第7条関係（特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正）</p> <p>（報酬の額及び支給方法）</p> <p>第1条 地方自治法第203条の2第1項に規定する職員等に対し、その勤務の日数等に応じ別表第1に掲げる報酬を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（費用弁償の額及び支給方法）</p> <p>第6条 選挙管理委員会の委員、監査委員及び農業委員、教育委員会の委員並びにその他の委員等が職務のため町外に出張するときは、別表第2に定めるところにより旅費費用弁償を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 旅費の支給方法については、一般職の職員に対する旅費支給の例による。</p> <p>4 別表第1に規定する職員等のうち非常勤の嘱託員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を交通機関等を利用して往復する場合で町長が必要と認めるときは、その往復に要する運賃等（以下「通勤費用」という。）を別に定める基準に従い支給することができる。</p> <p>5 通勤費用の支給方法については、職員の給与に関する条例（昭和32年二宮町条例第28号）の規定を準用する。</p>																							
別表第1		別表第1																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空家等対策協議会委員</td> <td>大学教授、弁護士</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>大学教授、弁護士以外の専門的知識を有する学識経験者</td> <td>8,600円</td> </tr> </tbody> </table>		職名		報酬額	(略)			空家等対策協議会委員	大学教授、弁護士	10,000円	大学教授、弁護士以外の専門的知識を有する学識経験者	8,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二宮町空家等対策協議会委員</td> <td>大学教授、弁護士</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>大学教授、弁護士以外の専門的知識を有する学識経験者</td> <td>8,600円</td> </tr> </tbody> </table>		職名		報酬額	(略)			二宮町空家等対策協議会委員	大学教授、弁護士	10,000円	大学教授、弁護士以外の専門的知識を有する学識経験者	8,600円
職名		報酬額																							
(略)																									
空家等対策協議会委員	大学教授、弁護士	10,000円																							
	大学教授、弁護士以外の専門的知識を有する学識経験者	8,600円																							
職名		報酬額																							
(略)																									
二宮町空家等対策協議会委員	大学教授、弁護士	10,000円																							
	大学教授、弁護士以外の専門的知識を有する学識経験者	8,600円																							

改正後			改正前		
	専門的知識を有する不動産業従事者、その他の委員	〃 6,200円		専門的知識を有する不動産業従事者、その他の委員	〃 6,200円
(略)			(略)		
青少年指導員	〃	28,300円	青少年指導員	〃	28,300円
保健センター嘱託医	月額	55,600円	学校給食センター事務嘱託員	月額	126,000円
地域学校協働活動推進員	時間額	1,480円	図書館嘱託員	〃	126,000円
			ふたみ記念館嘱託員	〃	126,000円
			体育館嘱託員	〃	126,000円
			保健センター嘱託医	〃	55,600円
			運動場嘱託員	〃	126,000円
			教育相談員	〃	126,000円
			生涯学習指導員	〃	126,000円
			文化財保護事務嘱託員	〃	126,000円
			まちづくり推進員	〃	126,000円
			温水プール嘱託員	〃	126,000円
			滞納整理事務嘱託員	〃	126,000円
			介護保険認定調査員	時間額	1,480円
			地域学校協働活動推進員	〃	1,480円

改正後	改正前		
	<table border="1"><tr><td data-bbox="1128 204 1639 277">嘱託員</td><td data-bbox="1644 204 2136 277">予算の範囲内で別に定める額</td></tr></table>	嘱託員	予算の範囲内で別に定める額
嘱託員	予算の範囲内で別に定める額		

改正後	改正前
<p data-bbox="98 194 1117 234">第8条関係（二宮町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）</p> <p data-bbox="98 274 1117 314">（目的）</p> <p data-bbox="98 316 1117 507">第1条 この条例は、<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する、一般職に属する単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</u></p> <p data-bbox="98 547 1117 587">（給与の種類）</p> <p data-bbox="98 588 1117 628">第2条 （略）</p> <p data-bbox="98 630 1117 742">2 <u>前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年二宮町条例第 号）の規定によるものとする。</u></p>	<p data-bbox="1120 194 2143 234">第8条関係（二宮町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）</p> <p data-bbox="1120 274 2143 314">（目的）</p> <p data-bbox="1120 316 2143 467">第1条 この条例は、<u>地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）附則第4項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、一般職に属する現業に雇用される職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</u></p> <p data-bbox="1120 547 2143 587">（給与の種類）</p> <p data-bbox="1120 588 2143 628">第2条 （略）</p>

改正後	改正前
<p>第9条関係（二宮町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）</p> <p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p><u>（5） 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額</u></p> <p>第22条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については、民法<u>（明治29年法律第89号）</u>の期間の計算に関する規定を準用する。</p>	<p>第9条関係（二宮町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）</p> <p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>第22条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。</p>